

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

告 示

○特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告	(道立病院管理室)	六五
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(食品衛生課)	六七
○一般競争入札の実施	(障害者保健福祉課)	六七
○大規模小売店舗立地法第六条第五項（廃止）の届出	(地域産業課)	六八
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出	(地域産業課)	六八
○土地改良区の役員の退任の届出	(土地改良指導課)	六九
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	七〇
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	七〇
○特定調達契約に係る入札の公告	(資源管理課)	七〇
○知事権限に係る保安林の指定（二件）	(治山課)	七一
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	七二
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	七二
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	七二
○土地収用法による事業の認定	(建設部総務課)	七二
○道路の区域の決定	(道路整備課)	七二
○道路の区域の変更（二件）	(道路整備課)	七三
○道路の供用の開始	(道路整備課)	七四
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	七四
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		七五
道室蘭土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示（二件）		七七
道留萌土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示（二件）		七八
道釧路土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		七九
道教育庁上川教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		八〇

道教育庁実習船管理局告示

○ 特定調達契約に係る落札者等の公示
道北見方面公安委員会告示
八〇

○ 運転免許取得者教育の認定に関する規則による代表者の氏名の変更の届出
道運合海区漁業調整委員会指示
八〇

○ 北海道沖合海域におけるとびの採捕制限について
釧路十勝海区漁業調整委員会指示
八一

○ 河口付近における「さけ・ます」採捕の制限
八一

告

示

北海道告示第1380号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、規格及び調達予定数量

次の調達をする物品又はこれと同等の品質を有する同規格単位のもの1箱及び1瓶当たりの単価

献血ジェノグロブリンーI H (2.5g・50mℓ/瓶) 640瓶

オムニペーク300シリソジ (64.71%・100ML) 1箱 (5筒入) 260箱

(2) 契約期間 平成13年10月1日から平成14年3月31日まで

(3) 納入場所 北海道立札幌北野病院ほか9病院

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定による医薬品販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 平成13年8月14日から9月7日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。 ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室	なお、入札希望者は、入札の前日までの間において、契約担当者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (2) 医薬品の有効性等に関する資料 ア 組成、効能・効果及び用法・用量等に関する資料 イ 安全性に関する資料 ウ 吸収、分布、代謝及び排泄に関する資料
4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	イ 審査基準 入札希望者が入札に付そうとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料等に基づき審査し、本告示と同等の品質を有する同規格単位と判断されたものを採用可能とする。
5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階保健福祉部1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－8588 北海道保健福祉部道立病院管理室）	(4) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入 札 日 時 平成13年9月25日 午前10時（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項	(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 25－867
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (8) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (9) この入札の執行は、公開する。 (10) 詳細は、入札説明書による。
8 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）であるものを落札者とする。	11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : (a) Kenketsu Venoglobulin-IH 1 vial (2.5g・50ml) 640 vials (b) Omnipaque 300 syringe (64.71% / 100ML) 1 case (5 cylinders) 260 cases B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., September 25, 2001 C. Contact : Office of Prefectural Hospital Management, Department of Health welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan. Phone : 011-231-4111 Ext. 25-867
9 契約書作成の要否 10 その他 (1) 入札者に求められる義務 入札希望者が本告示と同等の品質を有する同規格単位のもので入札しようとする場合は、(2)に定める当該医薬品に係る有効性等の資料及び製剤見本を入札の前日までに提出しなければならない。入札希望者の作成した資料は、契約担当者が審査するものとし、(3)に定める審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札を落札決定の対象とする。	

北海道告示第1381号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成13年9月1日から施行する。

なお、平成9年北海道告示第1029号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成13年8月31日限り、廃止する。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

- 12歳以上の者（大人） 370円
- 6歳以上12歳未満の者（中人） 140円
- 6歳未満の者（小人） 70円

北海道告示第1382号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託をする業務の名称 北海道立太陽の園多機能便所整備工事実施設計
 - (2) 委託期間 契約の日から平成13年10月31日まで
 - (3) 工事概要 ひまわり学園ほか3学園（増築により各学園2か所ずつ多機能便所を設置）管理棟（既存便所改修により多機能便所を設置）

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道建設部作成の平成13年度及び平成14年度北海道競争入札参加資格者名簿の建築設計資格者名簿に登録されていること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 胆振支庁管内に営業所等を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部障害者保健福祉課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎6階保健福祉部2号会議室

(2) 入札日時 平成13年8月30日 午前10時30分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課
電話番号 011-231-4111 内線 25-725
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成13年8月27日
- (2) 提出場所 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日 時 平成13年8月20日 午後2時 イ 場 所 北海道伊達市幌美内36番地の1 北海道立太陽の園会議室 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道保健福祉部障害者保健福祉課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部障害者保健福祉課 電話番号 011－231－4111 内線 25－725 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第1383号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。 平成13年8月14日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 届出事項の概要 ア 大規模小売店舗の名称及び所在地 ふじ神楽ショッピングセンター 旭川市神楽5条9丁目 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ふじ 旭川市流通団地1条1丁目 代表取締役社長 六車 亮 ウ 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,483㎡ エ 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡ オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成13年8月1日 カ 変更する理由 閉店のため			
(2) 届出年月日 平成13年8月1日 2(1) 届出事項の概要 ア 大規模小売店舗の名称及び所在地 ふじ末広ショッピングセンター 旭川市末広東1条4丁目 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ふじ 旭川市流通団地1条1丁目 代表取締役社長 六車 亮 ウ 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,323㎡ エ 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡ オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成13年8月1日 カ 変更する理由 閉店のため (2) 届出年月日 平成13年8月1日 北海道告示第1384号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年12月14日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。 平成13年8月14日 北海道知事 堀 達 也 1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 ラルズ			

- 札幌市豊平区平岸1条1丁目9-6
代表取締役 横山 清
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラルズマート本町店
北見市本町4丁目3番地1
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (変更前) (フ) 株式会社 ラルス
札幌市豊平区平岸1条1丁目9-6
代表取締役 横山 清
- (イ) 大岸 民治
北見市本町4丁目
- (ウ) 株式会社 オリエンタルクリーニンング
北見市本町5丁目8番9号
代表取締役 金崎 哲也
- (エ) 有限会社 端野花樹園
常呂郡端野町字二区658番地の6
代表取締役 台佐昆 健治
- (オ) 有限会社 雄邦産商
旭川市4区3条6丁目4番地の10
代表取締役 吉野 巖
- (カ) コニカライオンエージング株式会社
千葉県市川市柏井町3丁目625番地4
代表取締役 荒井 眞二
- (変更後) (フ) 株式会社 ラルス
札幌市豊平区平岸1条1丁目9-6
代表取締役 横山 清
- イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (変更前) 入口1か所、出入口5か所
- (変更後) 入口1か所、出口1か所、出入口5か所
- (4) 変更する年月日
平成13年7月28日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,090㎡
- イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (フ) 駐車場の収容台数
199台
- (イ) 駐輪場の収容台数
60台
- (ウ) 荷さばき施設の面積
20㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
28.8㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (フ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 (年間90日午前9時)
閉店時刻 午後9時
- (イ) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前9時30分から午後9時15分まで (年間90日午前8時30分から午後9時15分まで)
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午前10時まで、午後4時から午後7時まで
- 2 届出年月日
平成13年7月27日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道網走支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成13年8月14日 (火) から平成13年12月14日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで
- 北海道告示第1385号
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年8月14日
退任年月日 理事・監事の別氏名 住 所
平成13. 2. 16 理 事 世 良 友 嗣 岩内郡共和町発足15番地4

北海道告示第1386号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年8月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月14日

地区名 事業 業 の 種 類 掘 達 也
白 滝 中山間地域総合整備 (客土、暗きょ、農用地改良保全) 北海道網走支庁
上和天別 畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道、農業用排水、 北海道釧路支庁
暗きょ)

北海道告示第1387号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年8月1日、栗沢町の行う土地改良 (11号線地区基盤整備促進 [基盤整備] (農道)) 事業の施行に同意した。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1388号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 履行期日 平成13年11月9日
(4) 履行場所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 総トン数150トン型船舶 (鋼船) の修理の能力を持っていること。
 - (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備 (特種上架台及び斜路) を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成13年8月14日から30日まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060—8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部資源管理課
電話番号 011—231—4111 内線 28—423
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- | | |
|-------------|---|
| (1) 入 札 場 所 | 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室 (郵送による場合は、郵便番号 060—8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課) |
| (2) 入 札 日 時 | 平成13年9月28日 午後2時 (郵送による場合は、必着) |
| (3) 開 札 場 所 | (1)に同じ。 |
| (4) 開 札 日 時 | (2)に同じ。 |
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 交 付 場 所 | 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 |
|-------------|------------------|

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011-231-4111 内線 28-423

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011-231-4111 内線 28-423

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKKAI Repair Service 1 Set.

B. Bid tendering date and time : 2: 00 P. M., September 28, 2001.

C. Contact point for notice : Marine Resource Management Division, Department of

Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo, Nishi 6-Chome, Chuou-Ku,

Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Ext. 28-423

北海道告示第1389号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 松前郡松前町字西館187

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1390号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年8月14日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 松前郡松前町字札前494（次の図に示す部分に限る。）、491、

字館浜847（次の図に示す部分に限る。）、836、837、846

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字札前491・494・字館浜846・847（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

第1288号

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1391号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成13年8月14日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 保安林予定森林の所在 場所 積丹郡積丹町大字美国町字厚苔8の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1392号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成13年8月14日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 解除予定保安林の所在 場所 十勝郡浦幌町字平和83の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- 3 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1393号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
平成13年8月14日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 作業種類 公共測量（3、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成13年7月13日から10月4日まで
- 3 作業地域 天塩町

北海道告示第1394号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成13年8月14日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 起業者の名称 社会福祉法人 旭川湯らん福祉会
- 2 事業の種類 特別養護老人ホーム「永山園」建設事業
- 3 起業地 北海道旭川市永山町15丁目地内
- (1) 収用の部分 北海道旭川市永山町15丁目地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する 旭川市役所
図面の縦覧場所

北海道告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び北海道開発局札幌開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年8月14日

1	道路の種類	道道（開発道路）			
2	路線名	名寄遠別線			
3	道路の区域	区	間	敷地の幅員	延長
		天塩郡遠別町国有林留萌北部森林管理署61林班は小班 地内から天塩郡遠別町国有林留萌北部森林管理署61林 班は小班地内まで		28.50mから 168.50mまで	0.286km

北海道告示第1396号	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。	
その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
平成13年8月14日	
北海道知事 堀 達 也	

1	道路の種類	道道（開発道路）			
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線名	区	間	変更前後の別
		奥尻島線		奥尻郡奥尻町字湯浜182番2から 奥尻郡奥尻町字湯浜182番2まで	前 後
					70.00mから 78.50mまで 0.059km
					北海道開発局函館開発建設部 及び北海道函館土木現業所
		上猿払清浜線		宗谷郡猿払村字上猿払国有林宗谷森林管理署1054林班ら小班から 宗谷郡猿払村字上猿払国有林宗谷森林管理署1052林班ら小班まで	前 後
					25.00mから 72.00mまで 1.245km
					北海道開発局稚内開発建設部 及び北海道稚内土木現業所
					23.00mから 103.00mまで 1.245km

北海道告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。	
平成13年8月14日	
北海道知事 堀 達 也	

1	道路の種類	道道			
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線名	区	間	変更前後の別
		幕別帯広芽室線			
		中川郡幕別町字千住214番1地先から 中川郡幕別町字千住366番1地先まで		7.00mから 22.13mまで	1,075.00m
		中川郡幕別町札内青葉町308番4地先から 中川郡幕別町札内青葉町316番2地先まで		7.27mから 9.06mまで	551.65m
		中川郡幕別町字依田368番3地先から 中川郡幕別町字依田326番39地先まで		11.50mから 50.14mまで	303.50m
		</			

更 別 幕 別 線	中川郡幕別町札内泉町85番 6地先から	後	11.07 mから	2,331.09 m	—
	中川郡幕別町字依田326番39地先まで	後	50.14 mまで		
前	中川郡幕別町字依田346番 1地先から	前	11.33 mから	3,049.90 m	一般国道38号における
	中川郡幕別町札内中央町370番地先（一般国道38号交点）まで	前	31.50 mまで		14.98 mの間
前	中川郡幕別町字依田346番 1地先から	前	18.00 mから	2,382.83 m	一般国道38号における
	中川郡幕別町札内共栄町164番 5地先（一般国道38号交点）まで	前	35.50 mまで		15.00 mの間
後	中川郡幕別町字依田346番 1地先から	後	15.02 mから	2,382.83 m	一般国道38号における
	中川郡幕別町札内共栄町164番 5地先（一般国道38号交点）まで	後	30.73 mまで		15.00 m及び道道幕別 帯広芽室線における 1,145.00 mの間

北海道告示第1398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月14日	北海道知事 堀 達也	
路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 江別恵庭線	江別市東野幌620番1地先から 北広島市北の里532番1地先まで	平成13. 8. 14

北海道告示第1399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成13年 8月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 函館圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域に係る事項
- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- ア 市街化区域に編入する土地の区域
- イ 大野町字開発及び字清水川の各一部
- イ 市街化調整区域に編入する土地の区域
- なし

- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び大野町企画商工課
- 2 釧路圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域に係る事項
- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- ア 市街化区域に編入する土地の区域
- イ 釧路市千代ノ浦の一部
- イ 市街化調整区域に編入する土地の区域
- なし
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び釧路市住宅都市部都市計画課
- 3 帯広圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域に係る事項
- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- ア 市街化区域に編入する土地の区域
- イ 芽室町東芽室の一部
- イ 市街化調整区域に編入する土地の区域
- なし
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び芽室町経済部都市開発課
- 4 札幌圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路					
(2) 都市計画を定める土地の区域					
種 別	名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・12号	札幌・江別通	札幌市中央区北2条東14丁目	江別市大川通70	札幌市厚別区大谷地西1丁目
幹線街路	3・2・302号	角山通	江別市角山	江別市角山	江別市角山
幹線街路	3・3・303号	3番通	江別市緑町西2丁目	江別市大麻	江別市元野幌
幹線街路	3・3・304号	南大樺通	江別市江別太	江別市緑ヶ丘	江別市上江別
幹線街路	3・3・307号	白樺通	江別市東野幌	江別市野幌代々木町	江別市野幌町
幹線街路	3・3・308号	5丁目通	江別市高砂町	江別市角山	江別市元江別
幹線街路	3・3・309号	江別恵庭線	江別市高砂町	江別市西野幌	江別市上江別
幹線街路	3・3・310号	公園通	江別市2条6丁目	江別市緑町東3丁目	江別市緑町東2丁目
幹線街路	3・4・313号	2番通	江別市緑町西1丁目	江別市大麻	江別市元野幌
幹線街路	3・4・320号	対雁通	江別市緑町東3丁目	江別市角山	江別市工米町
幹線街路	3・4・321号	江別長沼線	江別市東光町	江別市江別太	江別市朝日町
幹線街路	3・4・327号	あけぼの通	江別市朝日町	江別市あけぼの町	江別市あけぼの町
幹線街路	3・5・330号	8丁目通	江別市野幌町	江別市元野幌	江別市野幌代々木町
幹線街路	3・2・332号	豊幌大通	江別市豊幌花園町	江別市豊幌はみんぐ町	江別市豊幌美咲町
幹線街路	3・2・334号	野幌総合運動公園通	江別市西野幌	江別市西野幌	江別市西野幌
幹線街路	3・2・336号	江別イノタ一線	江別市元江別	江別市元野幌	江別市元野幌
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)					
(3) 縦 覧 場 所	北海道建設部都市計画課、札幌市企画調整局総合交通対策部道路計画課及び江別市企画部政策室都市計画課				
5 室蘭圏都市計画道路に係る事項					
(1) 都市計画の種類	道路				

(2) 都市計画を定める土地の区域				
種 別	名	称	起 点	終 点
幹線街路	3・4・103号	停車場通	伊達市山下町	伊達市山下町
幹線街路	3・4・104号	末永梅本通	伊達市錦町	伊達市旭町
幹線街路	3・4・105号	末永中通	伊達市末永町	伊達市末永町
幹線街路	3・4・106号	舟岡中通	伊達市舟岡町	伊達市舟岡町
幹線街路	3・4・107号	舟岡1号通	伊達市舟岡町	伊達市舟岡町
幹線街路	3・4・108号	舟岡2号通	伊達市舟岡町	伊達市舟岡町
幹線街路	3・4・109号	裏萩通	伊達市舟岡町	伊達市弄月町
幹線街路	3・4・111号	フリトリ通	伊達市有珠町	伊達市向有珠町
幹線街路	3・4・112号	古平通	伊達市南稀府町	伊達市南稀府町
幹線街路	3・4・113号	末永西通	伊達市末永町	伊達市末永町
幹線街路	3・4・115号	長和東通	伊達市長和町	伊達市長和町
幹線街路	3・2・117号	イノター一通	伊達市松ヶ枝町	伊達市松ヶ枝町
幹線街路	3・4・118号	青柳通	伊達市竹原町	伊達市松ヶ枝町
幹線街路	3・4・119号	伊達街道	伊達市網代町	伊達市末永町
幹線街路	3・4・120号	泉丁通	伊達市松ヶ枝町	伊達市末永町
幹線街路	3・4・121号	長和農社通	伊達市長和町	伊達市長和町
幹線街路	3・4・122号	竹原通	伊達市末永町	伊達市松ヶ枝町
幹線街路	3・4・123号	嘉工門坂通	伊達市竹原町	伊達市竹原町
幹線街路	3・3・302号	南駅前通	登別市幌別町1丁目	登別市幌別町1丁目
幹線街路	3・3・303号	登別温泉通	登別市登別東町1丁目	登別市登別温泉町
幹線街路	3・4・304号	鷺別南通	登別市鷺別町2丁目	登別市鷺別町5丁目
幹線街路	3・4・306号	新学田通	登別市若草町3丁目	登別市新生町4丁目
幹線街路	3・4・307号	環状通	登別市桜木町5丁目	登別市千歳町5丁目
				登別市柏木町4丁目

(1) 都市計画の種類 公園 (2) 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 名 称 位 置 9・6・1 ゆめの森公園 標津郡中標津町字中標津 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり) (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び中標津町建設水道部街づくり推進室	9 函館圏都市計画下水道に係る事項
	(1) 都市計画の種類 下水道
	(2) 都市計画を定める土地の区域
	ア 名 称 函館公共下水道
	イ 位 置
	(ア) 排水区域
	a 変更前
	「排水区域は総括図表示のとおり」
	(備考) 面 積 約 4,645ha (うち処理区域 約 4,645ha)
	(内訳) 南 処 理 区 約 2,494ha (うち処理区域 約 2,494ha)
(1) 都市計画の種類 下水道 (2) 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 名 称 位 置 9・6・1 ゆめの森公園 標津郡中標津町字中標津 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり) (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び中標津町建設水道部街づくり推進室	函館湾処理区 約 2,151ha (うち処理区域 約 2,151ha)
	b 変更後
	「排水区域は総括図表示のとおり」
	(備考) 面 積 約 4,652ha (うち処理区域 約 4,652ha)
	(内訳) 南 処 理 区 約 2,494ha (うち処理区域 約 2,494ha)
	函館湾処理区 約 2,158ha (うち処理区域 約 2,158ha)
	(イ) その他の施設
	a 変更前
	ポンゾ施設
	名 称 位 置
(1) 都市計画の種類 下水道 (2) 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 名 称 位 置 9・6・1 ゆめの森公園 標津郡中標津町字中標津 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり) (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び中標津町建設水道部街づくり推進室	銭亀ポンゾ場 函館市志海苔町
	b 変更後
	名 称 位 置
	志海苔ポンゾ場 函館市志海苔町
	(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
	(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び函館市水道局下水道部計画管理課

10 釧路圏都市計画下水道に係る事項	北海道釧路支庁告示第6号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年8月14日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 3 開発許可年月日及び番号 北海道釧路支庁長 北 勝 利 釧路郡釧路町別保5丁目13番地 ほか2筆（第3工区） 釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町長 菅原 澄 平成8年10月3日 釧建指第8－4号 北海道土木現業所告示 北海道室蘭土木現業所告示第3号
(1) 都市計画の種類 下水道	
(2) 都市計画を定める土地の区域	
ア 名 称 釧路公共下水道	
イ 位 置	
(ア) 排水区域	
a 変更前	
「排水区域は総括図表示のとおり」	
(備考) 面 積 約 5,876ha (うち処理区域 約 5,560ha)	
(内訳) 釧路市分 約 5,262ha (うち処理区域 約 4,946ha)	
釧路町分 約 614ha (うち処理区域 約 614ha)	
b 変更後	北海道釧路支庁告示第6号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年8月14日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 3 開発許可年月日及び番号 北海道釧路支庁長 北 勝 利 釧路郡釧路町別保5丁目13番地 ほか2筆（第3工区） 釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町長 菅原 澄 平成8年10月3日 釧建指第8－4号 北海道土木現業所告示 北海道室蘭土木現業所告示第3号
「排水区域は総括図表示のとおり」	
(備考) 面 積 約 5,885ha (うち処理区域 約 5,569ha)	
(内訳) 釧路市分 約 5,271ha (うち処理区域 約 4,955ha)	
釧路町分 約 614ha (うち処理区域 約 614ha)	
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)	
(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び釧路市住宅都市部都市計画課	

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月14日

北海道室蘭土木現業所長 安藤 康宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) ローターリ除雪車 (2.2m・2,300t/h級) 1台 (ロータリ除雪車1台と交換)

(2) 除雪トラック (10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・2W付1台) 2台 (除雪ドーザ2台と交換)

(3) ローターリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 2台 (小型除雪車2台と交換)

2 落札を決定した日

平成13年7月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 植崎産業株式会社

住 所 室蘭市海岸町3丁目3番2号

(2) 氏名 北海道三菱ふそう自動車販売株式会社

住 所 札幌市白石区中央2条1丁目1番39号

(3) 氏名 道栄機械株式会社

住 所 札幌市清田区平岡2条3丁目7番12号

4 落札金額

(1) 27,720,000円

(2) 58,774,800円

(3) 23,278,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道室蘭土木現業所告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号

北海道室蘭土木現業所告示第4号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年8月14日

北海道室蘭土木現業所長 安藤 康宏

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック (10t級、4×4、S・G・タック付) 1台 (除雪トラック1台と交換)

2 随意契約の相手方を決定した日

平成13年7月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道いすゞ自動車株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号

4 随意契約に係る契約金額
25,700,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号

留萌土木現業所告示

北海道留萌土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月14日

北海道留萌土木現業所長 川端 稔

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) ローターリ除雪車 (2.2m・2,300t/h級) 1台 (ロータリ除雪車1台 (200PS級) と交換)

(2) ローターリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台 (ロータリ除雪車1台 (80PS級) と交換)

(2) ローターリ除雪車 (1.3m・700t/h級)

(2) ローターリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台 (ロータリ除雪車1台 (80PS級) と交換)

2 落札を決定した日

平成13年7月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社日本除雪機製作所

住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目221番地

(2) 氏名 植崎産業株式会社

住 所 室蘭市海岸町3丁目3番2号

4 落札金額

(1) 27,720,000円

- (2) 11,655,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道留萌土木現業所告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係
(2) 所在地 北海道留萌市住之江2丁目

北海道留萌土木現業所告示第3号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年8月14日

北海道留萌土木現業所長 川 端 稔

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
(1) ローター除雪車 (2.6m・3,400t/h級) 1台 (ロータリ除雪車1台 (350PS級) と交換)
(2) 除雪トラック (10t級、6輪駆動、S・G・2W付) 1台 (除雪トラック1台 (10t級) と交換)
(3) 除雪トラック (10t級、4輪駆動、S・G付) 1台 (除雪グレーダ1台 (4.0m級) と交換)
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年7月18日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社栗林商会
住 所 室蘭市入江町1番地19
(2) 氏 名 日産ディーゼル旭川販売株式会社
住 所 旭川市末広1条15丁目5番26号
(3) 氏 名 札幌日野自動車株式会社
住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号
- 4 随意契約に係る契約金額
(1) 41,160,000円
(2) 29,505,000円
(3) 18,720,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係
(2) 所在地 北海道留萌市住之江2丁目

釧路土木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月14日

北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車 1台
(2) 落札者を決定した日
平成13年8月1日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目221
- (4) 落札金額
29,000,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成13年度北海道釧路土木現業所告示第1号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
イ 北海道釧路市双葉町6丁目10番
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック 5台
(2) 落札者を決定した日
平成13年8月1日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏名 日産ディーゼル道東販売株式会社

- イ 住所 帯広市西21条北1丁目3番12号
- (4) 落札金額 147,567,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告 平成13年度北海道釧路土木現業所告示第1号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- イ 北海道釧路市双葉町6丁目10番

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第6号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年8月14日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 物品等の名称 (1月当たりの単価) パソコンコンピュータ
 - (2) 物品等の数量 (1式 42台) 1式 (北海道土別商業高等学校)
- 2 随意契約の相手方を決定した日 平成13年7月25日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日本電気リース株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番地11号
- 4 随意契約に係る契約金額 月額 208,950円
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係
 - (2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目303番地

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月14日

北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
- 2 落札を決定した日 平成13年7月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 津村 英輔
 - (2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 4 落札金額 60,900,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁実習船管理局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
 - (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

道北見方面公安委員会告示

北見方面公安委員会告示第21号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4条) 第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。

平成13年8月14日

北海道北見方面公安委員会委員長 藤 原 裕

運転免許取得者教育を行う者	代 表 者 の 氏 名			変 更 年 月 日
	変	更	前	後

社団法人網走地区交通安全協 会網走自動車学校	乾	弘	羽	山	廣	明	平成13年6月6日
---------------------------	---	---	---	---	---	---	-----------

釧路十勝地区漁業調整委員会
の指示

北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号

北海道沖合海域におけるとどの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成13年8月14日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

1 定 義

この指示において、「とど」とは、アジカ垂目（アジカ科）のとどをいう。

2 採 捕 の 承 認

北海道沖合海域において、とどを採捕しようとする者は、北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承 認 の 手 続

とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるとど採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

4 承 認 の 対 象 者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 試験研究の用に供しようとする者

(2) 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者

(3) その他委員会が特に認めた者

5 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

(1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。

(2) その他委員会が特に必要があると認めるとき。

6 承認者数の制限

委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

7 採 捕 の 期 間

採捕の期間は、平成13年10月1日から平成14年6月30日までとする。

8 採 捕 数 の 制 限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

9 採捕方法の制限
承認を受けた者は、委員会が別に定める採捕の方法以外の方法でとどを採捕してはならない。

10 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

11 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

12 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

13 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消することができる。

14 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

15 報告書の提出等

承認を受けた者は、一週間毎にその採捕数及び揚収後の処理状況を所属する漁業協同組合に報告するとともに、採捕の期間終了後30日以内に採捕の結果について別に定める様式により委員会に報告しなければならない。

16 取 扱 要 領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

17 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成13年10月1日から平成14年9月30日までとする。

釧路十勝地区漁業調整委員会
の指示

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第1号

釧路管内白糠町の茶路川河口付近における「さけ・ます」採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成13年8月14日

釧路十勝海区漁業調整委員会会長 花 川 俊 雄

釧路管内白糠町の茶路川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭

和39年北海道規則第132号) 第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区		域		期 間
河口及び沿岸	沖合方位(真方位)	沖 合	100 m	
左海岸	右海岸			
100 m	100 m			
	左 方	右 方		平成13年8月21日から10月31日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。